

新潟県連がまとめた要望事項

平成 29 年度税制改正要望事項

総 論

第一 経済活性化への積極的取り組み

平成 28 年度税制改正では、デフレからの早期脱却・経済再生を最優先課題とし、法人実効税率の段階的引き下げや消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率導入が決められた。

また、少子化対策や「企業版ふるさと納税」など地方創生の推進に向けた税制措置も講じられた。

ただ、世界経済の先行き懸念などから、日本経済は足踏み状態にあり、特に地方の中小企業にとっては厳しい経営環境が続いている。

日本経済を支える中小企業が元気になるためのさらなる具体的施策を示し、実行するよう、政府に対し強く求めたい。

第二 行財政改革の徹底

平成 28 年度予算編成は、歳入 96.7 兆円のうち、税収は 57.6 兆円(前年度当初予算 54.5 兆円)、国債の新規発行額は 34.4 兆円(前年度 36.8 兆円)であり、公債依存度は 35.6%(前年度 38.3%)となった。

財政状況はわずかながら改善しているとはいえ、2020 年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するという目標については、率直のところ達成困難といわざるを得ない。

この現実を正面から受け止め、政府には引き続き本気で行財政改革に取り組み、歳出削減の徹底を図るよう求めたい。

そのための具体策として、次のとおり要求する。

1. 年金の「マクロ経済スライド運用」の徹底
2. 医療分野の規制改革推進(診療報酬体系・ジェネリック普及など)
3. 選挙制度改革と議員定数・報酬・年金制度の見直し
4. 公務員数の削減と給与・退職金の民間準拠
5. 特殊法人改革等の推進
6. 積極的な民間活力の導入
7. 特別会計の抜本的改革
8. 予算執行についてのチェック体制強化と厳格運用

第三 法人・個人所得税について

税制は、公平・中立・簡素の課税三原則に立って、広く、薄く、公平に適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担するという考えで従来より課税ベースの見直しを要望してきた。

企業の国際競争力強化の観点から、法人実効税率引下げは妥当と考えるが、一方で課税ベースの拡大により税負担の軽減効果が減殺されることのないよう慎重な検討を求めたい。

個人所得については、これまでも累進課税区分の見直しなどが行われてきたが、引き続き実態に合った適正な税負担の仕組みとなるよう配慮していくべきである。

第四 社会保障制度改革推進について

財政と社会保障の問題については、人口減少と少子・高齢化の同時進行、格差の拡大が進むなかで国民は将来の不安がますます増大してきている。

出生率低下の理由として将来に対する不安があげられるが、まさに現在の財政危機の中での社会保障制度についての将来不安があるものと考えられる。既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料の増額等、国民の負担が増加してきている。

公的福祉制度の民間移譲は、地方財政の削減、民間雇用促進の効果も期待できることからより強力に取り組む必要がある。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

第五 東日本大震災の復興事業について

東日本大震災の復興事業については、平成 27 年度までの集中復興期間（5 年間・25 兆円）を経て、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間で「復興・創生期間」と位置づけ、新たに 6.5 兆円が事業予算として措置された。

被災地における住宅再建・まちづくりなどの復興状況は、用地取得の遅れや人手・資材の不足等から計画を下回るペースで進捗しており、「復興・創生期間」としての予算措置は、必要且つ妥当と考える。

財源についても、国が全額負担してきた従来方針を転換し、一部事業については被災自治体にも 1~3%の負担を求めることとなり、効率的な予算運営がなされるよう配慮されたといえる。

そのうえで、「復興・創生」の 5 年間についても、従来方針の通り、極力各省庁の無駄を省き、知恵を絞って税外収入の確保に努め、更なる増税に頼ることのないよう要望する。

また、集中復興期間中に、一部指摘のあった予算流用などの不適切な事象が発生することのないよう改めて財政規律の遵守を強く求める。

【 基 本 事 項 】

第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、依然厳しい経営環境におかれていることから改善すべき点が多い。

このため、以下のことにつき改正を要望する。

1 法人実効税率引き下げに伴う代替財源について

財源確保策として、課税ベースの拡大など様々な検討がなされているが、中小企業への影響に十分配慮すること。

2 投資促進税制等の拡充、本則化

中小企業の技術革新など経済活性化に資する生産性向上設備投資促進税制等については、制度を拡充するとともに、極力本則化するよう求める。

3 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続等のため 2 か月以内で完了することがなかなか困難であり、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後 3 か月以内に延長すること。

4 企業会計と税法会計について

企業会計、税法会計ともに「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従う」とする共通理念を有しており、税法会計も可能な限り企業会計に近づける会計処理とすること。

第二 個人所得税制について

所得税は、国民全体がその所得に応じて負担するという税の基幹であるが、社会の構造変化などによる非納税者の増加や各種控除の拡大などから、基幹税としての財源調達機能が低下してい

る。

公正・中立・簡素の三原則に立ち戻って、広く公平な税負担となるよう見直しが必要と考える。

1 各種控除制度の見直し

- (1) 各種控除は、社会構造変化に対応したものに見直すこと。
- (2) 税率構造についても、各種控除と一体的に見直しを検討すること。
- (3) 累次の改正で複雑化しており、簡素化を図ること。

2 個人住民税の均等割りとは、応益負担原則の観点から適正水準とすべき

第三 消費税制について

平成 29 年 4 月から予定されていた消費税率の引き上げは、2 年半の延期が事実上決定した。軽減税率制度の導入については、既定の通り「10%への引き上げ時」とされる見込みである。税率引き上げの再延期は、国内外の経済情勢等を踏まえての政治判断であるが、財政健全化や社会保障の充実という重い課題がさらに厳しさを増すものとなった。軽減税率制度については、法人会としては「10%程度までは、単一税率が望ましい」と主張してきたが、「10%引き上げ時の導入」を前提とした場合、次の点について十分な配慮と、国民の理解を得る努力を要望する。

1. 事業者の事務負担・事務コスト増に対し、十分配慮された仕組みとすること。
2. 対象品目等については、極力分かりやすいルールとすること。
3. 税収確保の視点も重視すること。
4. 経済への影響に十分配慮すること。

第四 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものである。

これまで納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化などが図られてきたが、中小企業の円滑な事業承継には不十分であり、さらなる要件緩和と充実を要望する。

第五 地方税制について

1 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

- (1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率化とコスト削減に努めるべきである。
- (2) 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するよう改めること。
- (3) 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

2 事業所税について

事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収の有無があるなど不合理・不公平な実態があり、廃止すべきである。

3 外形標準課税について

大企業と違い中小企業は、一般に経営基盤が弱く、担税力も劣ること等から、外形標準課

税の対象範囲の見直しについては、中小企業への十分な配慮が必要であり、慎重に進めるべきである。

4 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。

また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすべきである。

第六 マイナンバー制度について

平成 28 年 1 月から全面施行されたマイナンバー制度は、その仕組みや具体的運用方法・対応策などについて未だ周知不足のところがあり、またマイナンバーカード発行に伴うミスや遅れ、カードの不具合など様々な事態の発生が伝えられている。個人情報漏洩、第三者の悪用防止のための措置なども含め、制度の趣旨に沿った運用が成されるよう、的確な実態把握と対応策を怠りなく講じていくよう要望する。

第七 タックスヘイブン対策税制について

タックスヘイブンを利用した租税回避問題については、かねてから問題提起が成され、一部税制措置が講じられているものの不十分といわざるを得ない。実態を正確に把握し、税の原点に立ち返った視点からの税制措置が不可避と思われる。

諸外国とも連携し、早急に適正な税制対応をとるよう強く求める。

第八 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

【 個 別 事 項 】

第一 法人税関係

1 中小企業の軽減税率 15%の本則化と適用課税所得額の引き上げ

中小企業に適用される軽減税率の特例 15%を時限措置ではなく、本則化すること。

また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率適用所得額を少なくとも 1,600 万円程度に引き上げること。

2 中小企業の活性化に資する投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めること。

また、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、適用期限が 2 年延長されたが、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃すること。

3 役員給与の損金算入の拡充

現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すこと。

4 引当金の損金算入

(1) 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

(2) 賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

5 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いいため期間を3年とすること。

第二 所得税関係

1 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

2 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。

これはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

第三 相続税・贈与税関係

1 相続税・贈与税の納税猶予制度の更なる要件緩和と充実

(1) 株式総数上限(3分の2)撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げること。

(2) 死亡時まで猶予税額が免除されない制度を、一定の年数で免除する制度に改めること。

(3) 対象会社規模を拡大すること。

2 親族外への事業承継に対する措置の充実

3 贈与税配偶者控除の引上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

4 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。

5 課税財産の見直し

(1) 事業用資産を一般財産と切り離した事業承継税制とすること。

(2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

6 非上場株式の評価方法の見直し

過大な評価額とならぬよう減額措置を拡充すること。

第四 間接税関係

1 印紙税の改正

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など取引慣行の変化に伴い課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くことから廃止すること。

第五 その他

1. 配当に対する二重課税の見直しを要望する。

2. 国税電子申告(e-Tax)の更なる利用促進のため、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

以上